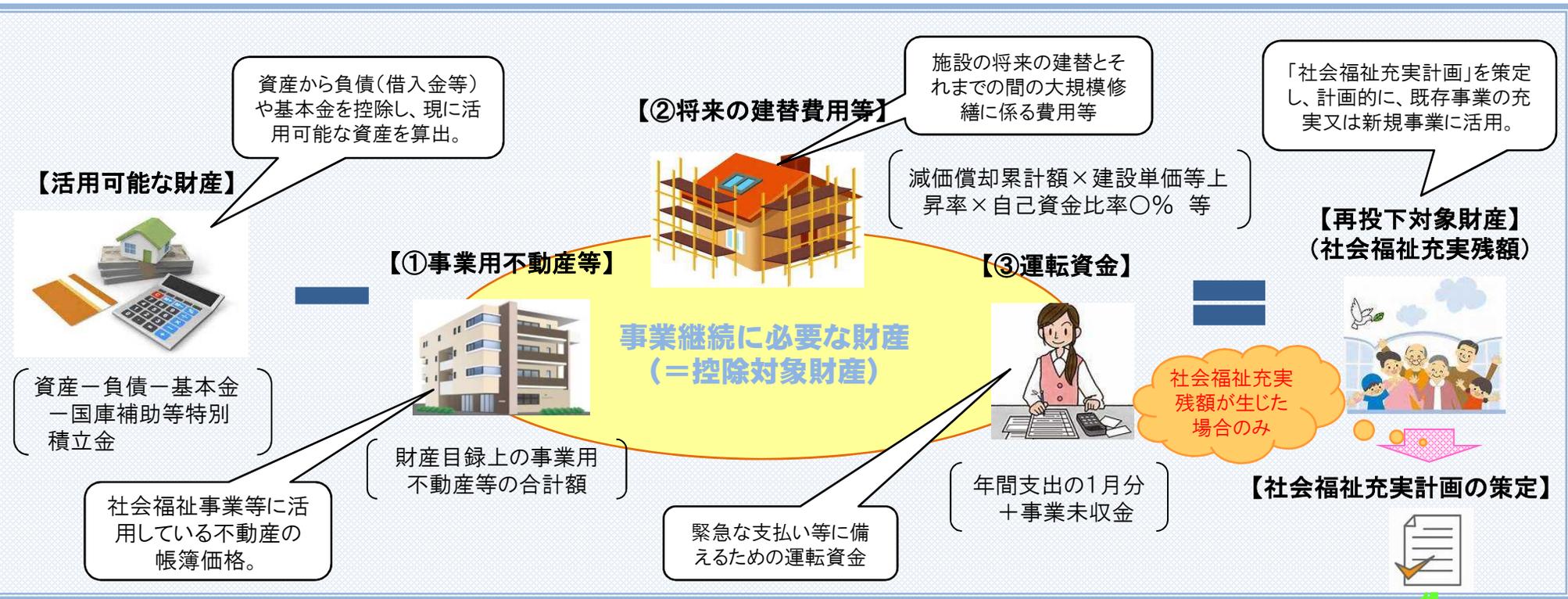


「社会福祉充実残額」の有効活用 について (素案)

社会福祉充実残額の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（残額の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

「控除対象財産」及び「社会福祉充実計画」について

- 控除対象財産とは、
 - ・ 再投下対象財産（社会福祉充実残額）の算定に当たり、「事業継続に必要な財産」として、定量的に算定可能な「枠」を設定するもの。
 - ⇒ 社会福祉法人の事業形態・財政状況は多様であり、このルールにより算定された額（枠）と実際に法人が保有している財産額は異なる。
 - ・ 会計上のルールとは別の仕組み。
 - ⇒ 社会福祉法人制度として事業継続に必要な財産を算定するルールを定めるものであり、会計基準の枠組みとは別のルールであることから、例えば、法人が将来の備えのために計上した積立資産（積立金）であることもって自動的に控除対象財産とはならない。
（積立資産（積立金）計上はこれまでどおり可能。）
- 社会福祉充実計画とは、
 - ・ 控除対象財産を超えて社会福祉充実残額が生じた法人が、将来の事業計画を明らかにするために作成するもの。
 - ⇒ 充実残額がない法人は計画作成不要。また、充実残額の用途は、収益事業を除き、社会福祉法人が行うことができるすべての事業に活用可能。
 - ・ 法人の自主性を踏まえた計画作成、状況に応じ柔軟な計画変更が可能。
 - ⇒ 所轄庁は、法令に規定される要件に適合する場合には、計画を承認することとされている。



- ◆ 法人の財産の状況や将来の計画を「見える化」することにより、法人の説明責任が果たされる。
- ◆ 法人の判断で、充実計画に基づく事業の充実拡大が可能であり、法人の自主性は尊重される。
- ◆ 会計や税務上のルールとは別の基準として設定されるもの。（したがって、充実残額に対する課税などはない。）

「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

（考え方）

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

（考え方）

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

（考え方）

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

①

控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p>	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

控除対象財産②「固定資産の再取得に必要な財産」について

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

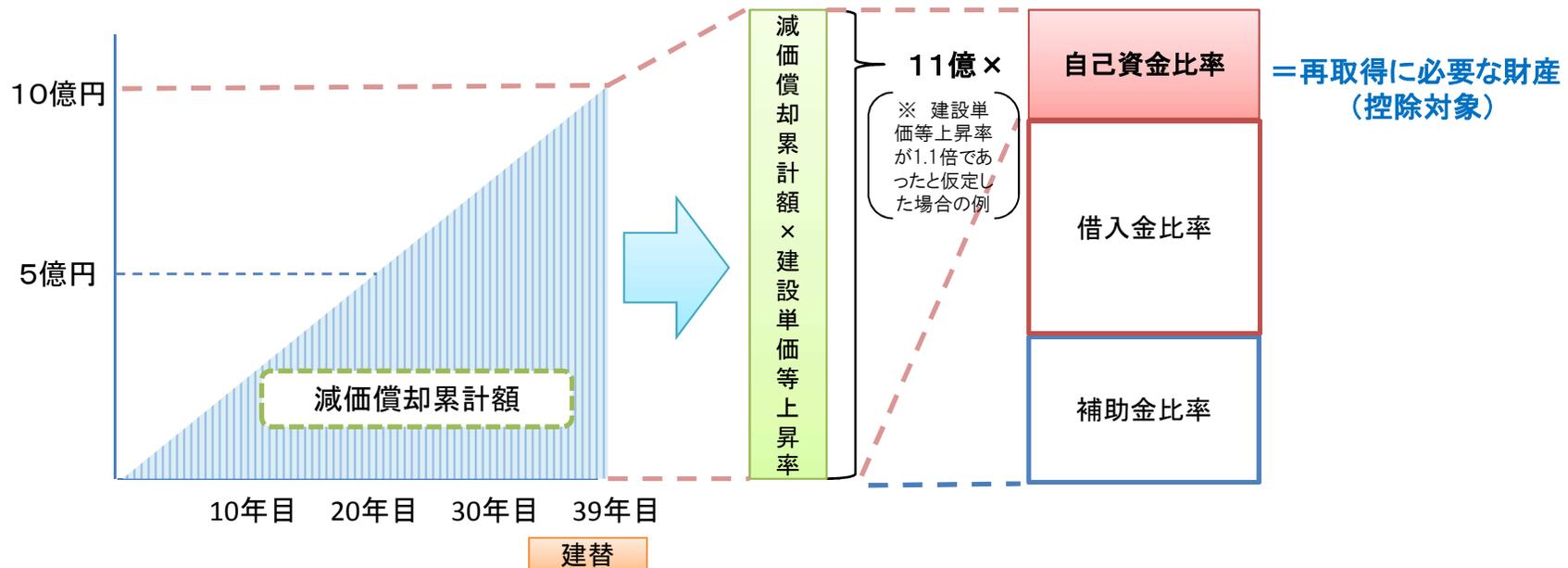
$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

- 減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。
- 法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。

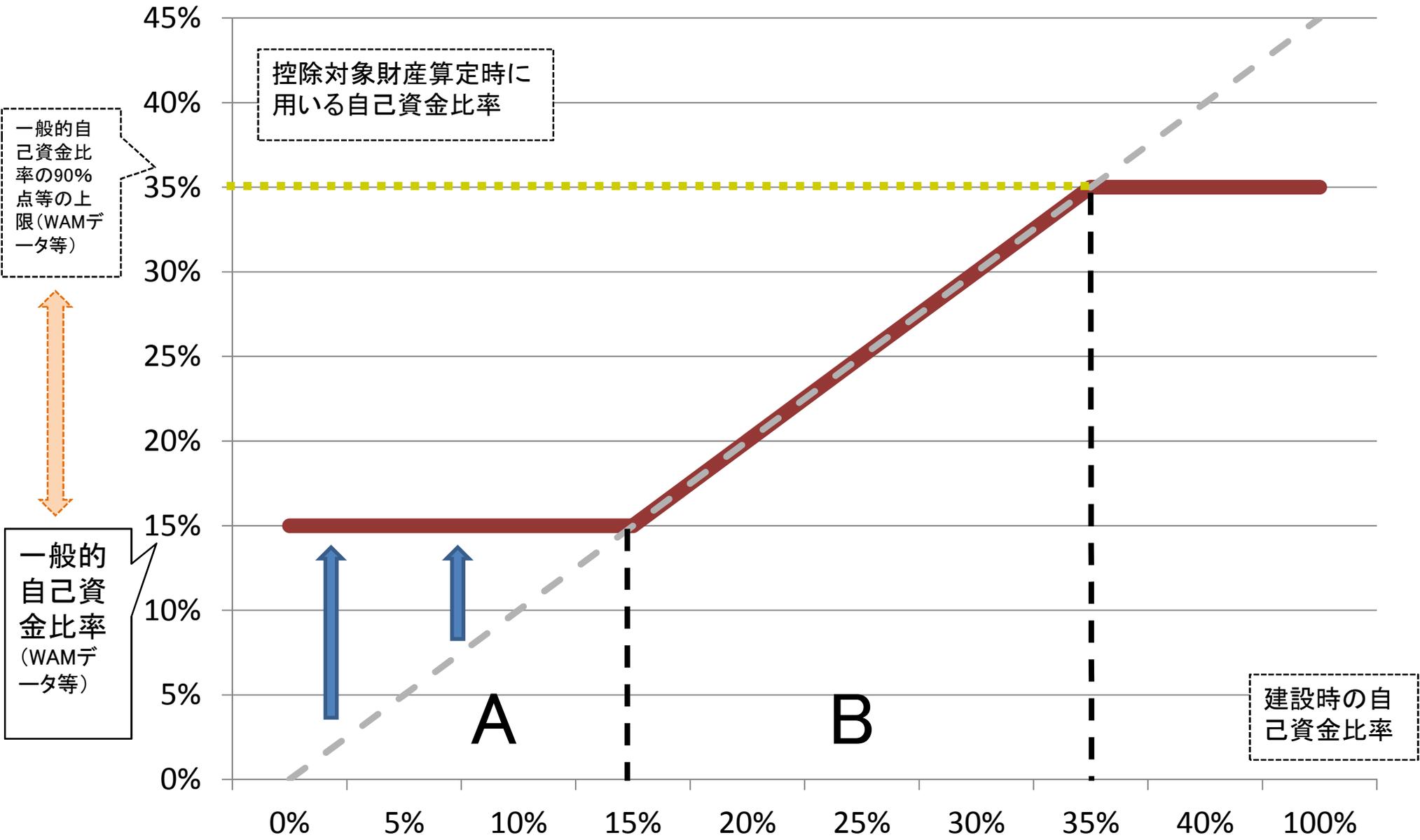


- 減価償却累計額(建設単価等上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によることとされている。



【建替に必要な自己資金比率のイメージ】



※ 90%点とは、母集団のうち上位10%を除く、上限値。

控除対象財産③「必要な運転資金」について

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、
 - ・ 「年間事業活動支出の1月分」＋「事業未収金」としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象となる。

社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (C)} = \text{(A)} - \text{(B)} \\ \text{(再投下対象財産)} \quad \text{(活用可能な財産)} \quad \text{(控除対象財産①〔社会福祉法に} \\ \text{基づく事業に活用している不動産等〕} + \text{控除対象財産②〔再生産に必} \\ \text{要な財産〕} + \text{控除対象財産③〔必要な運転資金〕})$$

※1 **(A)**〔活用可能な財産〕

= 資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金

※2 控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕

= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円

※3 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕

= **【将来の建替に必要な費用】**

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率〇. 〇)×一般的な自己資金比率〇%

【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)－過去の修繕額〇円

【設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※4 控除対象財産③〔必要な運転資金〕 = 年間事業活動支出の1月分＋事業未収金相当額

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

「控除対象財産」の算定のポイント

- 「控除対象財産」の算定に当たっては、できるだけ合理的かつ簡便なルールを定める一方、各法人の経営環境は様々であることを踏まえ、以下のような点を考慮することとしている。

【建設時からの環境変化への対応】

（建設単価の変動や施設の規格の向上）

- ◆ 建設資材や工事費の変動や個室・ユニット化等の仕様の変動に対応するため、建設工事デフレーターや建設時における1㎡当たり単価と、直近の福祉医療機構の融資実績との増減率などの指標を活用することを検討。

（補助金の支給水準の変動）

- ◆ 直近の福祉医療機構の融資実績や別途厚生労働省が一般社団法人日本医療福祉建築協会に補助して行う調査研究事業の成果を活用することにより、現在の補助制度の実情を踏まえた一般的な自己資金比率を設定することを検討。

【大規模修繕費用への対応】

- ◆ 一般社団法人日本医療福祉建築協会による調査研究事業の成果を踏まえ、実態に即した一般的な大規模修繕費用割合を設定。

【建設時の自己資金比率が高い施設への対応】

- ◆ 建設時の自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合については、建設時の自己資金比率に応じて、これを一定の範囲内で評価。

社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究

- 平成28年度社会福祉推進事業(国の補助事業)により、一般社団法人日本医療福祉建築協会に補助を行い、社会福祉法人が事業を継続するための適正な財務状況を明らかにするため、建物のライフサイクルコストのうち、建設費と大規模修繕費のデータの収集・分析を行う。

1. 実施主体

- 一般社団法人 日本医療福祉建築協会

2. 事業内容

(1)建設コスト等に関する実態調査の実施

6,500程度の社会福祉法人を対象に、事業種別や建物種別、用途地域、建設費等に関する調査を行い、施設の新規建設コスト及び大規模改修コストに関して、書面による実態調査を実施。

(2)ヒアリング調査の実施

実態調査に加え、運営の方針や修繕計画の工夫等の補足情報を把握するため、実態調査の回答があった法人の中から一部を選定し、訪問によるヒアリング調査を実施。

(3)調査結果の分析

社会福祉法人関係者や建築関係者等の有識者によって構成される委員会を設置し、調査結果の分析を行うとともに、報告書を取りまとめる。

3. スケジュール(予定)

- 実態調査については8月～9月、ヒアリング調査については9月～11月の間に実施し、12月にこれらの調査結果を取りまとめ。